

# 登記手続案内は事前予約制です

秋田地方法務局では、「登記手続の案内」（登記申請書の様式や必要な添付書類の種類などの説明）を希望されるお客様に待ち時間なくご利用いただけるよう、予約制により実施しております。

「登記手続の案内」は、電話による案内（説明）とさせていただきますので、希望されるお客様は、事前に電話等での予約をお願いします。予約いただいた日時に法務局の担当者からお電話いたします。

なお、予約することなく来庁された場合は、別途予約の手続が必要となります。

## 【予約の申込み先】

秋田地方法務局登記部門	018-862-1174
同 能代支局	0185-54-4111
同 本荘支局	0184-22-1200
同 大館支局	0186-42-6514
同 大曲支局	0187-63-2100

※予約の電話の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

## 【予約時の同意事項】

**予約時には次に掲げる事項に同意していただく必要があります。**

- 1 ご利用は、申請のご本人又はその親族（会社等は自社）の方に限らせていただきます。必要に応じて本人確認をさせていただきます場合があります。
- 2 利用時間は、1回20分です。時間の延長はできません。
- 3 手続案内では、申請書様式及び申請に必要な添付書類の種類についての説明となります。
- 4 お客様自身が判断すべき法律判断を伴う助言等はありません。また、お客様が作成された登記申請書の内容を審査するものではありません。
- 5 法務局担当者が登記申請書及び添付書類等を「作成」することはできませんので、ご自身で作成願います。
- 6 手続案内を受ける際は、お手元にある関係書類をご準備ください。

### 関係書類の例

不動産の登記：登記事項証明書、地図証明書、登記済証又は登記識別情報通知、戸籍謄本（相続人が申請する場合）、固定資産税の納税通知書など

会社・法人の登記：登記事項証明書、定款（又は寄附行為）、議事録など



## 【登記の申請を検討されている方へ】

申請人ご自身で登記の申請を行う場合、その種類によっては、内容が複雑なもの、多くの証明書等を必要とするもの、測量の技術や地積測量図等の作成を必要とするものなどがあり、相当の労力と時間を要する場合があります。

このような場合は、司法書士や土地家屋調査士の資格者代理人に申請手続を委任して行うことができます。

なお、ご自身で登記の申請をされる場合で、登記申請書の様式や登記申請に必要な添付書類の種類などの説明を受けたい場合は、法務局の手続案内をご利用できます。

インターネットをご利用いただける方は、あらかじめ、法務局のホームページから、登記申請書の様式をご確認いただくとスムーズにご案内できます（インターネットをご利用できない方は、電話での予約の際にその旨をお伝えください。）。

法務局のホームページは次のとおりです。

([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku\\_index.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html))

### ★ご自身で申請される方は、次の注意事項を必ずお読みください。

- ① 秋田県内における商業法人の登記申請については、秋田地方法務局登記部門のみでの取扱いとなりますので、ご注意願います。
- ② 司法書士や土地家屋調査士などの資格をお持ちでない方が、他人の依頼を受けて登記申請書の作成や代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合があります。